

決議案第 2 号

滝川健司議員に対する問責決議

新城市議会会議規則（平成 17 年新城市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 21 日提出

提出者	新城市議会議員	鈴木 達 雄
	〃	中 西 宏 彰
	〃	柴 田 賢治郎
賛成者	新城市議会議員	下 江 洋 行
	〃	鈴 木 長 良

理 由

この案を提出するのは、滝川健司議員に対し、平成 30 年度新城市議会 9 月定例会の平成 29 年度新城市病院事業会計決算認定における反対討論の内容に関し、議会全体の信頼と秩序保持のため、本市議会として問責を表明する必要があるからである。

滝川健司議員に対する問責決議

平成30年新城市議会9月定例会における、第120号議案 平成29年度新城市病院事業会計決算認定の審議に際し、滝川健司議員が反対討論を述べ、決算に対し不認定の意思表示をされた。

滝川健司議員は、議選監査委員として当該決算について「計数は正確であり、当該年度の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められた」と決算審査意見書を提出しているにも関わらず、討論の発言において、監査委員として知り得た内容及び監査委員としての見解を述べるとともに、代表監査委員が議会権限である決算の認定にまで関与したかのごとくの誤解を招く内容を述べ、本会議で反対討論を行ったことは、議選監査委員としての責任と自覚に欠ける不適切な行為である。

9月定例会閉会后これまで、当人に対して議員としての立場をわきまえた言動が必要であること、討論の内容に誹謗、中傷等の不穏当部分はないものの議員の立場上あるまじき発言であることを複数回にわたり指摘し、自覚と自省を求めてきた。

しかしながら、当人においては、現在に至っても自らの非を認めることなく、議員の発言権の正当性のみを主張する状況にある。

このことは、監査委員としての中立性を保ち、職務を公正に行うための自制の意識が希薄であり、監査委員として当然に求められる倫理観に欠けていることと判断せざるを得ず、極めて遺憾である。

よって、議会として、議会全体の信頼と秩序保持のため、議会の責任において議選監査委員の滝川健司議員に対し、問責することを表明する。

以上、決議する。

平成30年12月21日

新 城 市 議 会